



## ニコチン依存症管理料の改訂について 要望書を提出

令和元年6月20日（木）、午後3時半より、根本匠厚生労働大臣宛に、日本禁煙学会、健康・体力づくり事業財団、日本対がん協会、結核予防会の4団体連名で標記要望書を提出した。鈴木俊彦厚生労働事務次官が対応した。（写真1）。

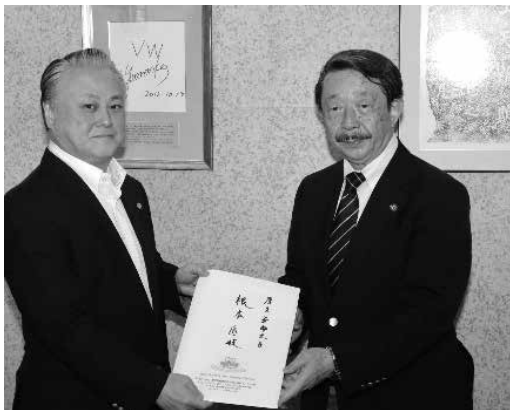


写真1 鈴木事務次官（左）と日本禁煙学会作田理事長

現在のニコチン依存症管理料の診療報酬の要件には次のものがある。

①ニコチン依存症管理料は、初回算定日より起算して1年を超えた日からでなければ、再度算定することはできない。

②入院中の患者以外の患者に対し、『禁煙治療のための標準手順書』に沿って、初回の当該管理料を算定した日から起算して12週間にわたり計5回の禁煙治療を行った場合に算定する。

これらの要件は、やめたい人を禁煙に導くために見直しが必要だと要望した。

高血圧や糖尿病はいつでも治療を開始できるものの、現状の禁煙外来では一定期間経過しないと再開できないことになっている。一般の疾患とは異なり、禁煙は中断を繰り返しながら身につく場合もあるので、このような制限は治療の意志がある時に治療を再開できないことになり、禁煙の機会を奪っているといえる。

また、健康保険を使った禁煙外来では、その他の疾患との合併で治療が難しい場合もあり、特に働き盛りの患者が、12週間で5回の治療で医療機関に通うのはなかなか難しいのが実情だ。この当りについてはぜひ

柔軟な対応が望まれる。

せっかく禁煙外来にかかっても、投与ニコチン量（薬剤が規定されている）が足りずに離脱症状がおき、再喫煙に至るといった問題がある。こういった状況をなくすために、チャンピックスとニコチンガム・パッチなどを組み合わせて薬が処方できるようにすることも合わせて要望した（写真2）。



写真2 説明をうける鈴木事務次官（右）

鈴木事務次官は、診療報酬の算定にはさまざまな知見を予算と勘案しながら検討するとした。また、医学会等で公表されるデータを参考に、さらなる禁煙支援に取り組めるよう民間からもぜひ応援してほしいと述べた。

同行した松沢参議院議員は、健康増進法の改正が施行されたことは本当に喜ばしいことで、さらに見直しを進め、もっとよい社会をつくりましょと締め括った。

このあと、厚生記者クラブで要望書提出について記者発表し、ニコチン依存症管理料について説明した（写真3）。（普及広報課）



写真3 左から本会山下、禁煙学会作田、西條の3氏